



◆ NEWS ◆ 「居住制限区域」における例外的な事業継続・再開について
の運用を決定しました(06/18)

原子力被災者生活支援チームは6月18日、「居住制限区域」(現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある地域)において事業継続・再開を希望される事業者について、市町村が例外的に認めることができる場合の要件を定め、7月1日から施行することを公表しました。

具体的な要件の概要は以下の通りです。

■事業所付近の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと(原則、屋内における作業を基本として、屋外での作業は可能な限り少なくするように努める。)

■被ばくによる損害を上回る公益性や必要性が認められること

■次の2つの要件のうち、いずれかを満たすこと

1) 地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠な事業

(例:主に製造業を想定。)

2) 復興、復旧作業に付随して必要となる事業

(例:金融機関、ガソリンスタンド、廃棄物処理などを想定。)

また、事業継続・再開を行う際の留意事項は、以下の通りです。

(市町村)

■事業再開を許可する場合、従業員の安全管理を十分に行うことを前提とすること。必要に応じて、対象事業所周辺の除染を行うなど、可能な限り線量低減に努めること。

■厚生労働省が定める「除染電離則等」を事業者にも周知するとともに、遵守するよう指導すること。

■事業者による従業員が受ける放射線量を最小限とするための措置を支援するとともに、従業員の受ける放射線量を適切に管理するよう指導すること。
※市町村は、従業員が受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するため、必要に応じて、事業者にも報告を求めたり、事業所に立ち入り調査することができることとしています。

また、不適切な点があった場合、管理体制の改善又は事業の停止を指示することができることとしています。

(事業者)

■事業者は、以下の事項及び「除染電離則等」を遵守し、事業を再開すること。

1) 放射線量を最小限とするための適切な労働環境を維持する。

2) 従業員は自動車にて通勤させる。

3) 屋外での作業が可能な限り少なくなるようにする。

4) 土埃や砂埃が多い時には、窓を閉める。

5) 居住制限区域内での滞在時間を可能な限り短縮する。

運用の詳細等につきましては、原子力被災者生活支援に関するホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120618_01a.pdf

また、「除染電離則等」につきましては、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。詳細につきましては、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002czvf.html>

◆NEWS◆ 旧緊急時避難準備区域および避難指示解除準備区域における
井戸水等のモニタリング結果を公表(06/15)

政府は6月15日、旧緊急時避難準備区域(田村市分)及び避難指示解除準備区域(田村市分、川内村分)の井戸水等のモニタリング結果を公表しました。

このモニタリングは、昨年9月に解除された緊急時避難準備区域(5市町村)の復旧を支援するとともに、今年4月の区域見直しにより新たに設定された避難指示解除準備区域(南相馬市、田村市、川内村)への帰還支援の一環として実施しています。

■調査概要

福島県等と調整の上、各市町村からの要望に対応して、各区域で飲用に供されている井戸水、わき水等の地下水等について、水中における放射性物質の測定を実施。

■調査対象

対象区域内で飲用に供されている井戸水、わき水等の地下水

■調査方法

500ミリリットルのペットボトルに水を採取し、各分析機関の協力を得て、水中における放射性物質(ヨウ素及びセシウム)の濃度を測定。

■調査結果

1) 旧緊急時避難準備区域(田村市分: 681箇所)

放射性ヨウ素: 全地点で不検出

放射性セシウム: 1箇所検出。残り680箇所は不検出。

(セシウム134: 5.5ベクレル/リットル、セシウム137: 11.1ベクレル/リットル)

(調査結果を受けた対応)

セシウムが検出された箇所は、斜面に井戸があり、今年3月に水を採取した時点では、斜面の上側が落ち葉等により井戸上部まで埋もれている状況であり、また、蓋はされていたものの、井戸の角が欠けており、雨や雪が降った際に周囲からの水等が混入していた可能性があります。

5月に再度採水して分析した結果、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも不検出でした。

2) 避難指示解除準備区域(田村市: 83箇所、川内村: 57箇所)

放射性ヨウ素、放射性セシウムともに全地点で不検出でした。

(参考)

旧緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域における飲用に供されている井戸水等地下水のモニタリング調査状況(これまでの調査結果)

1) 旧緊急時避難準備区域

広野町(11箇所)、檜葉町(4箇所)、川内村(615箇所)、田村市(681箇所)、南相馬市(1978箇所)の合計3289箇所について調査を実施。

当該調査では、田村市分(1箇所)及び南相馬市(4箇所)でセシウムが検出されており、井戸の蓋が開いていたなどして、砂や雨水が混入したり、水が濁っていたりしたことが要因と考えられています。当該箇所については、再調査の結果、不検出(2箇所)、飲用に使用しないため再調査せず(3箇所)となっています。

2) 避難指示解除準備区域

川内村(57箇所)、田村市(83箇所)で調査を実施。全地点で不検出となっています。今後は、南相馬市(2425箇所)で調査を実施する予定です。

詳しくは環境省ホームページをご覧ください。

- ・旧緊急時避難準備区域(南相馬市、田村市、川内村、広野町、檜葉町)の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について(文部科学省と同時発表)(お知らせ)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15359>

- ・避難指示解除準備区域(南相馬市、田村市、川内村)への帰還・復興を支

援するための放射線モニタリングアクションプランの測定結果について
(文部科学省と同時発表)(お知らせ)
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15360>

◆NEWS◆ 原子力発電所事故による避難者への支援ー東北地方の高速道路の無料開放の対象インターチェンジを福島県内全インターチェンジに見直しました(6月30日開始)

国土交通省は6月15日、本年4月から実施している原子力発電所事故による避難者の支援について、対象インターチェンジの見直しを発表しました。見直し後の実施期間は、6月30日(土)0時から9月30日(日)24時までです。

■対象インターチェンジの見直し

福島県内のインターチェンジのうち、現在対象となっていない以下のインターチェンジを対象に追加します。

東北自動車道：須賀川、矢吹、白河

磐越自動車道：磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津坂下、西会津

常磐自動車道：いわき勿来

■(参考) 出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要：コピー不可)

1) 避難元を確認するための書面

○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方

被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証する書面(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、罹災証明書等の公的機関が発行するもの)

○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面

2) 本人を確認するための書面

運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000268.html

◆おしらせ◆ 南相馬市の避難指示解除準備区域で「移動コンビニ」が営業開始!!(6月27日(水曜日)～)

株式会社ファミリーマートは6月21日、2トン車タイプの移動コンビニ「ファミマ号」を導入し、避難指示解除準備区域となった南相馬市にて、6月27日(水)から営業を開始することを発表しました。

場所は、現在一時休止しているファミリーマート南相馬小高店の駐車場です。

営業は、毎週水・金曜日の11時から14時まで。おむすびやサンドイッチ、日用雑貨などを販売し、一時帰宅されている住民の方や復興支援に携わる方をサポートします。

同社では、地域の皆さまのご要望をお伺いしながら、順次営業拠点を拡大していく予定としています。

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]